

国際平和哲学ワークショップ“Philosophy of Peace in History: Kant in Hiroshima 2024”の報告

2024年は『永遠平和のために』（1795年）で知られるドイツの哲学者、イマヌエル・カントの生誕300年の年に当たります。これを記念して、10月19日、広島市の広島大学東千田キャンパス内、SENDA LABにおいて標記のワークショップを開催しました。主催者は広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター、実施担当者は社会認識教育学領域教授の桐原で、同領域の大学院修士課程、高亦揚さんと野呂航平さんに手伝っていただきました。

講演と発表の参加者は以下になります。

[Special Lectures]

Matthias Lutz-Bachmann (Goethe University Frankfurt): “Peace through law? On the strengths and limits of Immanuel Kant’s Political Philosophy”

Soraya Nour Sckell (NOVA School of Law): “Peace through Kant’s Cosmopolitanism”
(online via Zoom)

[Presentations and Discussions]

Toshiro Terada (Sophia University): “Morals and Politics toward Perpetual Peace: Thinking together with Kant in Hiroshima in 2024”

Tomoki Hazama (Hiroshima University): “Reconciliation with Reality: Significance of Telling a Truth”

Junya Hamai (National Institute of Technology, Niihama College): “On the Linkage between Just War Theory and the Theory of Civil Resistance”

Takahiro Kirihara (Hiroshima University): “Reconstructing Kant’s Political Theory as a Philosophy of Peace: Historical Contexts and the Moral Philosophical Foundation”

冒頭、広島大学応用倫理学プロジェクト研究センターの後藤弘志センター長（文学部教授）より挨拶がありました。今年のノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会（被団協）が受賞したことを受けて、またカント生誕300年を機に、広島において平和について

哲学・倫理学の観点から研究を行うことの意義について述べられました。

【特別講演】

一人目の特別講演者、フランクフルト大学の中世哲学、実践哲学、カント哲学研究者 [マティアス・ルッツ＝バッハマン](#) (Matthias Lutz-Bachmann) 教授は、紛争・戦争が深刻化している現代の世界情勢の分析をふまえて、カント法・政治哲学の意義と可能性について述べられました。自然状態から法的状態への移行と、法のもとでの自由の実現という理念に基づいて、拘束力のある法の支配の体制、すなわち公法(public law)体制または共和制(republic= res publica; public thing)が、国法だけでなく、目下のところ国際法、およびカントの新たな法カテゴリーである世界市民法において貫徹されなければならない、と述べられました。その際、私法と公法の最大の違いとしての「暫定的 provisional」法秩序と「確定的 peremptory」法秩序との違いが重要な鍵を握ります。カントにおいては国法としての共和制が独裁制と区別して、正当な公法秩序として強調される一方で、国家間の平和連合と、個人単位の外国における訪問権／歓待権としての世界市民法のいずれもが「公法」の枠組みに含まれながらも、同時に「私法」的な暫定的性格を有しています（当事者に対する法的強制力を欠いている）。ここに、国際平和秩序の「制度化」という問題が生じます。EUに典型的に見られる、国民国家を超えた連邦的体制により、各国の平和維持に法的拘束力を持たせる体制をいかに確立するか、そしてそのためにカントをはじめとする哲学者のテキストの知見をどう生かしていくか、これらの点がルッツ＝バッハマン氏のかねてからの研究課題です。本講演でも、カント哲学を基盤として世界平和を実現するための国際公法制度を提言していく必要性があらためて述べられ、さらにこれに加えて、カントにおける世界規模の倫理的共同体の構想（『単なる理性の限界内の宗教』）もまた、平和確立のための不可欠の要素であることが指摘されました。その際、とくに強調されたのは主体間のあらゆる暴力の禁止というモチーフです。他者との共存としての平和は無条件の命令であって、個人間、国家間、個人・国家間のあらゆる局面で守られなければならないという点が強く主張されました。

続いて二人目の特別講演者、Nova School of Law の国際法、コスモポリタニズム、カント哲学研究者 [ソラヤ・ノール・スケル](#) (Soraya Nour Sckell) 教授は、かねてからの自説であるコスモポリタニズムの体系的理論（世界市民的自己、世界市民的民主主義、世界市民主義的市民性、世界市民法、世界中心主義；コスモセントリズム）のなかから、世界市民的市民性と世界市民法について重点的に説明されました。世界市民的市民性については、『永遠平和のために』第二付録における「公開性」の原則（言論の自由にくわえて、いわゆる「密室」ではなく「公共領域」での意思決定）の重要性について、同書補論の「永遠

平和の保証」における合理的エゴイズムに基づく平和構築と対比する形で述べられました。「非社会的社交性による自然素質の発展」をキーワードとするカント歴史哲学に対して、同じくカントの手続き主義的な公法秩序の方が平和構築のためにより決定的な役割を果たすという趣旨の主張です。その背景には、(急激な政治革命とは異なり、時間を要する)「思考様式の改革」が平和秩序の柱でなければならないという、カントの信念があります。ソラヤ・ノール教授は、社会進歩というのは、合理的エゴイズムに基づく経済的利益(のみ)によるのも強権的な権力行使(のみ)によるのもなく、公衆(the public)の自発的関与によって図られなければならないというのがカントの主眼であったと解釈し、その観点から、『諸学部の争い』のうち、「法学部と哲学部の争い」の章における、共感をもちつつ改革(もしくは遠隔地の革命)のプロセスを注視・関与(Teilnehmung)する民衆の役割についてのカントの言及にも触れられました。また、国際法については、国際刑事裁判所(ICC)において為政者個人の責任が問われる体制がとられていることをふまえて、この点が伝統的な国際法における、主権国家の集団責任とは原理的に異なっており、かつ、個人を国際法(カントの場合は世界市民法)の主体として位置付けることで国家中心主義を是正し、国家主権を介さず国際社会が直接に個人の権利を保護する可能性に道を開いた点に符合していると指摘されました。

【研究発表と討論】

一人目の研究発表者として、カント哲学と倫理学の研究者である寺田俊郎氏(上智大学)は、『永遠平和論』付録の「政治と道徳」の問題を大きく取り上げ、これをカント哲学の全体像の中で体系的に位置づけし、その平和論としての意義を明らかにしました。「法の理論的教説」としての「道徳」と、「法の実践的教説」としての「政治」が相携えて、「世界市民的体制」を築き、それが可能にする平和のもとで、人類の自然的素質が発展するというカント解釈が中心的な検討課題となります。カントは「世界市民的意図における普遍史の理念」において、この自然的素質の発展の見取り図を描いていますし、また、同論文の第六命題においては指導者の「自由の乱用」(自身を法の例外と見なそうとすること)を戒めること、および指導者は指導者を必要とする(さらにはその指導者も…)ということから、政治家の道徳的資質、あるいは政治家の道徳教育の困難性を指摘しています。この点に関し、本発表でも触れられたように、『永遠平和論』第二補論における哲学と政治の関係(哲学者はみずからが権力を行使するのではなく、独立した立場で真理を探求し、政治家は哲学者の意見に耳を傾けて政策立案の参考とする)は、上記の「政治と道徳」問題の解決のための重要な鍵を握ります。寺田氏は自らの哲学教育の実践も踏まえつ

つ、専門哲学者だけではなく、「(1) 自分自身で考える、(2) 他人の立場に立って他人とともに考える、(3) つねに自分自身の立場において首尾一貫して考える」こと（『実用的見地における人間学』）、つまり人々の日常のコミュニケーション実践としての、「活動 (activity)」としての哲学が、本来の意味での哲学であることが強調されました。本発表の最大の眼目は、実用的知識 (Klugheit; expediency または prudence) と道徳性との相違です。これが、カントの言う「政治的モラリスト」と「道徳的政治家」との相違を特徴づけます。権力の獲得維持だけを念頭におく「政治的モラリスト」がもっぱら人間の利己心を中心とする実用的経験知を活用するのに対し、「道徳的政治家」は、実用的知識を含む人間知 (knowledge of humanity) を平和構築のための手段として適宜活用しつつも、つねに公正さ、誠実さ、といった道徳性を維持することが求められ、またそれを制度的に保障するために公開性の原則が不可欠とされます。その意味で、上述の平和な社会の構築のために道徳的政治家を育成すること、または広い意味では、幅広い哲学教育・哲学実践を通じての人々の政治的・道徳的資質の涵養が、平和の不可欠の手段であるということが、本発表の主眼であると言えるでしょう。

二人目の研究発表者として、ヘーゲル研究者である裕智樹氏（広島大学）は、南アフリカの真実和解委員会(TRC)におけるアパルトヘイトの被害者と加害者間の、真実探求および平和な相互関係の再構築という目的をふまえて、紛争後の当事者間の平和の再構築のために不可欠である「和解」について、ハンナ・アーレントの議論に即して検討しました。ある出来事について、それが平和な関係を破壊するものである場合に、その出来事の実実（何が、なぜ起きたのか）が問われます。この出来事についての物語＝真実が語られることによりはじめて、この出来事の意味が理解され、「現実との和解(reconciliation with reality)」が可能となります。和解のためには正義（処罰）が必要だとの見解に対し、アーレントは、むしろ和解には真実こそが必要であるという見解を取り、さらに現実との和解は現実についての理性的洞察であるという見解をヘーゲルから受容しつつ、後者における複数性の欠落を批判しています。発表では、許しと和解との相違について、前者が不平等関係をもたらすのに対し、後者は平等な連帯関係を作り出すという、アーレントの重要な論点も紹介されました。また、出来事に関する真実を誰が語るのか、という問題について、カントの言う共感する第三者の観点を踏まえつつ、アーレントが客観的な真理を明らかにするために公平な観察者の観点を重視した点に賛同が示されました。

三人目の研究発表者として、チャールズ・テイラーをはじめとする現代政治哲学の研究者である濱井潤也氏（新居浜工業高等専門学校）は、正戦論と「非暴力の市民的抵抗の理論」との比較検討を行いました。発表では、マイケル・ウォルツァーに依拠して人道的介入の正当性を中心とする正戦論の基本事項（最終手段としての武力行使の正当な理由、成

功の合理的見通し、比例性、文民保護、等)とそれに基づく現代の戦争についてのウォルツァーの判定が説明されたのち、エリカ・チェノウェス(Erica Chenoweth)の「市民的抵抗」論が紹介されました。20世紀を通して非暴力の抵抗運動の成功率が50%以上であるのに対し、暴力的手段を用いた抵抗運動の成功率は25%ほどであったことに鑑みて、チェノウェスは、投票やロビー活動などの制度的枠組み内の行動から逸脱した「非制度的行動」ではあっても、他者への攻撃を伴わないためより多くの人々の賛同と参加が得られる非暴力の抵抗運動の有効性を主張しています。発表では、正戦論と市民的抵抗論とが、それぞれの政治的効果という功利主義的観点から対比されました。市民的抵抗は制度的行動の枠内に収まらないことを最低限の要件としますが、そこから礼儀正しさの度外視、違法行為、自傷行為、とハードルが高くなるにつれて、市民的抵抗においても正戦論と同様の「最後の手段」としての性格が強まり、「周辺の暴力」「武装蜂起」となるともはや市民的抵抗の枠を超え出ることになります。以上の議論は、人道的介入と市民的抵抗とを行為論の観点から詳細に分析することで、その効果ならびに道徳的正当性の評価軸を精緻化することを可能にしています。

四人目の研究発表者として、カント実践哲学、批判的社会理論の研究者である桐原隆弘(広島大学)が発表する予定でしたが、時間の都合で発表は割愛し、本ワークショップの成果をふまえて今後の研究をどのように進めていくかという点について参加者の皆様の意見をお聞きしました。カント生誕300年という節目に開かれた今回のワークショップを出発点として、平和哲学研究を広島で継続するという提案について、賛同が得られました。なお、桐原の発表予定内容は、カント実践哲学を歴史のなかであらためて位置付けることをつうじてこれを平和哲学として再構成するための視角について検討することを主眼としていました。『永遠平和のために』の確定条項(国法論としての共和制、国際法論としての平和連合、世界市民法としての訪問権・歓待権)のうち、第一の共和制論において示された代議制に関する議論は、同時代のトマス・ペインなどにくらべて具体性を欠き、基本的にプロイセン立憲君主制の枠を出るものではなかったのに対し、第二の平和連合は主権国家の制約を超えた主権の相互制約体制として、連邦制の方向性を示すもので、ライプニッツにおける神聖ローマ帝国を念頭においた連邦体制とも関連性をもつのではないかと主張しています。また、第三の世界市民法論は、国際社会において個人の権利を最大限確保することを目指すものだと解釈され、その際、個人の普遍的権利の具体的射程を明らかにするために、定言命法における目的性定式の社会哲学的解釈(ヘルマン・コーエン、和辻哲郎)が現代のマルクス主義研究における労働力商品論批判も考慮に入れながら検討されています。

(報告：桐原隆弘)

【参加学生の感想】

本日のワークショップに参加するまで、哲学と平和の関係についてほとんど考えたことがありませんでした。しかし、広島で過ごした2年間の間に学校で多くの平和教育を受け、原爆の被爆地を訪れることで、戦争が人類にもたらす破壊性や平和の重要性を強く実感しました。カントの一連の哲学思想の中でも、特にマティアス・ルツツ＝バッハマン教授が言及した「公法の確立」に非常に関心を持っています。また、濱井教授の講演では、現代においても不当な戦争が存在することが指摘されています。現在、各国の政治体制は異なりますが、こうした不当な戦争に対抗し、減少させるために、類似の公法秩序を確立することで平和の発展を促進するこの可能性を探求していきます。（本コース博士課程前期1年 高亦揚）

桐原先生の大学院授業の一環で、参加させていただきました。私は、学部(他大学)のときは西洋哲学のゼミに所属していましたが、哲学についての本格的なワークショップに参加したのは初めてだったので、大学での文献講読だけでは知ることのできなかつた世界を知ることができたと思います。私は、特に広島での平和教育について、現在の国際状況やカントの永遠平和論・世界市民主義をふまえて、どのようにあるべきかを質問をしました。回答として、「真実を知ること」と「自分自身で考えること」を統合した哲学教育という提案をいただきました。私は社会科教育学の研究をしており、直接的にカントの研究をしているわけではありませんが、「なんのために研究をするのか」といった根源的な部分で、世界市民主義のような思想は大切に持っていたいと考えます。（本コース博士課程前期1年 野呂航平）